

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年3月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100305 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100089 号

第 1 結論

請求者の A 法人における平成 29 年 12 月 27 日の標準賞与額を 22 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 12 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 12 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 12 月

A 法人に勤務していた時、賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、担当者であった私が賞与支払届の提出を失念しており、賞与の記録がない。請求期間の標準賞与額を認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 法人が提出した請求者の請求期間に係る平成 29 年賃金台帳及び平成 29 年分給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間において、同社から 22 万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額 22 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給年月日については、前述の賃金台帳に記載された支給日から、平成 29 年 12 月 27 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100309 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100029 号

第 1 結論

昭和 53 年*月*日から昭和 56 年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年*月*日から昭和 56 年 4 月 1 日まで

昭和 52 年 4 月に A 県の大学へ入学したが、大学生時代に両親より「20 歳から就職するまで、あなたの国民年金は私たちが支払をしている。」と聞いていた。親が支払をしてくれていたとされる期間の国民年金が年金記録に反映されていないため、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金の加入手続が行われた場合は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されるところ、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び紙台帳検索システムによる調査においても、請求者に国民年金の記号番号が払い出されていた形跡はなく、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であることから、請求者の両親は、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求期間において請求者の住所地であった B 市及び請求者の両親の住所地であった C 町 (旧 D 町) は、請求者の国民年金に関する資料の保管はない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の両親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の具体的な保険料の納付状況等について確認することができない。

このほか、請求者及び請求者の両親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。